

申請書等における性別記載欄の見直し検討結果について

「性の多様性」への理解や配慮が求められるなか、申請書等を性別の選択に抵抗感等がある方へ配慮したものにしていくとともに、職員一人ひとりが性の多様性への理解をより深め人権尊重の取組を進めるため、国や県の定めがあるものなど、やむを得ない場合を除き、申請書、証明書等の性別記載欄について性別欄の見直しができるか検討しました。

1 対象

- <対象所管課> 所管課 99 課
- <照会期間> 令和3年4月30日～同年5月20日

次のいずれかのうち、現在使用中の性別記載欄のあるもの

- (1)申請書や届出書、アンケートなど市民から提出いただく書類
- (2)証明書、許可書等の市民に発行する文書

2 方針

- (1)本市が取り扱うすべての性別欄のある申請書・通知書等(アンケート等含む)において、性別記載欄を削除できるか検討する。
- (2)業務の性質上、性別欄を記載する必要があるものについては、性別記載方法の工夫ができるか検討する。

3 結果

性別の記載のある申請書等	206 件
市に裁量がないもの(国の法令等により様式が定められているなど)	64 件
市に裁量があるもの	142 件
うち、性別欄の削除や記載方法の変更ができるもの	114 件

種類	件数
性別欄の記載がある文書	206
性別記載欄を削除できるもの (下図★)	97
性別記載欄が必要なもの (図1●、◎)	109
性別記載の方法を変更(工夫できるもの)(図1●)	17
様式変更をしないもの(図1◎)	92

※見直しにかかる指針を策定し、各所管課において、順次見直しをすすめることとします。

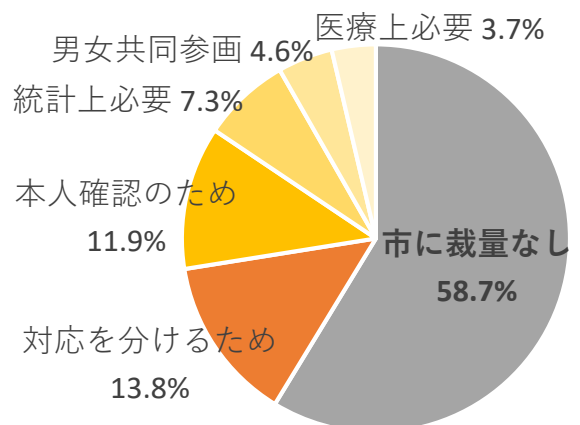
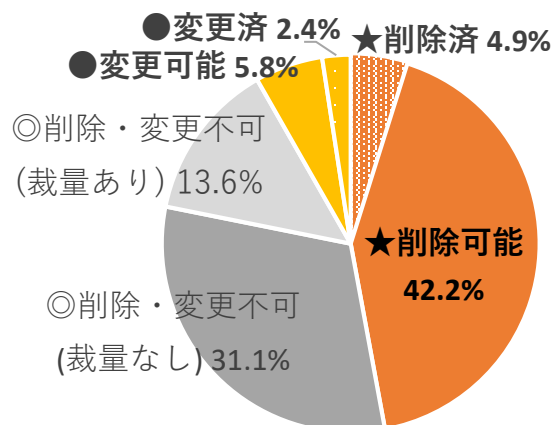


図1 【見直し検討状況】

図2 【削除できない理由】